

## 天草市トップアスリート育成事業補助金交付要領

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、スポーツの国際大会等への出場を目指す本市出身選手の競技力の向上に向けた支援及びスポーツ選手の指導者の養成に資するために一般社団法人天草市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)が実施するトップアスリート育成事業に対し交付する補助金に関し、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、スポーツ協会が実施するトップアスリート育成事業(次に掲げる要件を満たす事業に限る。)で、市長が適当と認めるものとする。

(1) 事業内容

ア 指定選手の支援

イ 市内で活動する指導者の公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)公認スポーツ指導者資格(コーチ3以上)の取得の支援

(2) 対象となる選手及び指導者の資格

ア 本事業の対象となる選手及び指導者は、次のいずれかの推薦を必要とする。

(ア) スポーツ協会の加盟競技団体からの推薦

(イ) スポーツ協会の加盟競技団体以外の選手は所属する団体等からの推薦

(ウ) 特に競技成績等が優れている者(国際大会出場・全国大会レベルの成績上位選手)

については、本要領の対象となる競技種目を問わずスポーツ協会からの推薦

イ 本事業の対象となる選手は、市内の小学校、中学校若しくは高等学校に通学し、又は市内の小学校若しくは中学校を卒業した18歳以下の者とする。

ウ 本事業の対象となる指導者は、市内で活動する18歳以下の選手を指導する指導者とする。

(3) 対象となる競技種目

ア オリンピック・パラリンピック正式競技種目

イ スポーツ協会に加盟する競技団体のうち国際大会がある競技種目

(4) 指定を受ける選手の推薦基準

指定を受ける選手の推薦基準は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

- ア トップアスリート若しくはそれを目指す者として、日本を代表する選手となり得る者
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会の強化指定選手に指定された者
- ウ 日本パラリンピック委員会または、同委員会に加盟する競技団体の強化指定選手に指定されたもの

(5) 指定選手及び指導者の選考と決定

- ア 指定選手及び指導者の選考については、スポーツ協会において選考する。
- イ 指定期間は当該年度の3月31日までとし、次年度以降の選考については、当該年度の成績等から判断する。

(6) 支援の内容

- ア 指定選手については、合宿費、遠征費等を助成する。
- イ 指導者については、日本スポーツ協会が認定する公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格のうち、コーチ3、コーチ4、教師又は上級教師の取得に係る受講料、交通費及び宿泊費等を助成する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費(交通費、宿泊費等)
- (2) 需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)
- (3) 役務費(通信運搬費、保険料等)
- (4) 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等)
- (5) 負担金(受講料等)
- (6) 大会参加費
- (7) 選手強化費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 補助金の額は、予算の範囲内でスポーツ協会が補助する額の1/2とし、1人当たり上限を5万円とする。

(補助対象経費の1/2の額についてはスポーツ協会が負担する。)

(実績報告書の提出期限)

第4条 規則第12条の実績報告書の提出期限は3月31日とする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第12条第3号の書類は、事業経費の領収証、大会、強化練習会及び講習会等の資料とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。